

# 事業者向け（商工・観光・農林水産）

## 商工・中小企業向け支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
工場設置奨励金	<p>斜里町内に工場を新設・増築・改築する方で、</p> <p>①地場資源を原料とする製造等を行い前年投資額1,000万円以上、または</p> <p>②常時5人以上雇用し前年投資額2億円以上の工場を設置する場合</p>	<p>町内に工場を新設（増築、改築含む）する者に対し、固定資産税・不動産取得税の一部を奨励金として交付します。</p> <p><b>【奨励金】</b> 当該工場に課税される固定資産税・不動産取得税の各3分の1相当額を奨励金として交付</p> <p><b>【交付期間】</b> 原則3年間（過疎地域・地域経済牽引事業の固定資産税免除後は免除終了後2年間）</p> <p>※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件</p>	
中小企業融資制度	<p>①中小企業基本法第2条に定める中小企業者</p> <p>②中小企業等協同組合法に基づく協同組合及び企業組合</p>	<p>町内中小企業の運転資金・設備投資を支援する融資制度です。</p> <p><b>【融資限度額】</b> 短期運転資金：500万円以内 長期運転資金：1,000万円以内 設備資金：1,500万円以内</p> <p><b>【融資期間】</b> 短期運転資金：1年以内 長期運転資金：7年以内 設備資金：10年以内</p> <p><b>【利子補給】</b> 町が利子の一部を補給し、実質負担利率を軽減</p> <p>※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件</p>	<p>商工観光課 商工労政係 0152-26-8375</p>

# 事業者向け（商工・観光・農林水産）

## 商工・中小企業向け支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
セーフティネット保証制度	取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者について、中小企業庁が定める各号（第1号～第8号）の要件に該当する場合	<p>信用保証協会の保証を受けやすくするため、通常とは別枠で保証が受けられる支援制度です。</p> <p><b>【申請に必要なもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請書</li> <li>・売上台帳や計算表など、売上の減少が確認できる書類</li> </ul> <p>※対象となる区分（4号・5号など）により様式が異なる</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>町の認定だけで融資が受けられるわけではないこと（金融機関及び北海道信用保証協会の審査あり）</p>	
先端設備等導入計画に基づく支援措置	斜里町の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき設備を取得し、一定の要件を満たした場合	<p>新たに取得した設備に係る固定資産税の課税標準が「2分の1」に軽減されます。</p> <p><b>【適用期間】</b> 最大3年間</p> <p><b>【主な要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性が年率3%以上向上する計画であること</li> <li>・1.5%以上の賃上げ表明を従業員にしていること</li> <li>・町の認定を受けていること</li> <li>・計画期間は3年、4年または5年のいずれか</li> </ul>	<p>商工観光課 商工労政係 0152-26-8375</p>
地域未来投資促進法に基づく支援措置	斜里町の「基本計画」に基づき町内で新たな投資を行い、地域経済への高い波及効果が見込まれる「地域経済牽引事業計画」を策定し、当該計画について都道府県知事の承認を得た事業者	<p>都道府県の承認を受けた事業計画について、税制や融資などの支援が受けられます。</p> <p><b>【支援・融資内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税や不動産取得税の軽減・免除</li> <li>・日本政策金融公庫による固定金利での融資</li> </ul> <p><b>【利用の流れ】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①町が作成した基本計画に沿って事業計画を作成</li> <li>②北海道知事の承認を受ける</li> <li>③各種支援策を活用</li> </ol>	

# 事業者向け（商工・観光・農林水産）

## 商工・中小企業向け支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
ビジネスサポートアップ事業補助金	売上規模が概ね5億円以下の中小企業・小規模事業者で、長期的な事業継続を見込んで新商品開発、販路拡大、店舗改修、人材育成、新規創業、新規事業展開等に取り組む事業者	<p>斜里町内の事業者や、これから創業・新事業に挑戦する人を支援するための補助金制度です。</p> <p>【一般補助】 補助率1/2（条件により2/3）、上限15万円～50万円（3年間計50万円以内） ※商品開発、IT導入、店舗改修、人材育成、機械設備導入等</p> <p>【特別補助（新規創業・新規事業展開）】 補助率1/2または2/3、上限100万円（3年間計100万円以内） ※特別事業は商工会加入・継続的経営指導が必要</p> <p>※1 商工会へ事前相談（経営状況・課題の整理、よろず支援専門家によるアドバイス）し、事業計画の作成、事前審査を受けた者 ※2 斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないこと</p>	<p>商工観光課 商工労政係 0152-26-8375</p>

## 農業者支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
農業振興資金 利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜里町内で農業を営む個人農業者</li> <li>・農業法人</li> <li>・営農集団</li> <li>・任意共同営農組織</li> </ul>	<p>農業者が融資機関から借りる「農業振興資金」について、町が利息の一部を補助（利子補給）し、農業経営の安定を支援する制度です。</p> <p>【対象となる資金（借入目的）】 青果物等振興資金 （青果物・豆類の生産に必要な機械・施設整備） 地力増進資金 （堆肥購入） 畜産振興資金 （畜産施設の整備、家畜購入など） スマート農業振興資金 （ICT機器・省力化機械・ソフトウェアの導入） その他、町および農協と協議のうえ認められた資金</p> <p>【融資限度額】 原則：1農業者あたり1,000万円まで 農業法人・営農集団等の場合：最大2,000万円まで ※ 町税などを完納している必要あり</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>

## 事業者向け（商工・観光・農林水産）

### 農業者支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
農業経営基盤強化資金利子助成金	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた「認定農業者」農業経営基盤強化資金を借り入れている方	<p>認定農業者が、日本政策金融公庫から借りる「農業経営基盤強化資金」について、町が利息の一部を助成し、経営改善計画の達成を後押しする制度です。</p> <p><b>【対象となる資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営基盤強化資金</li> <li>・日本政策金融公庫から借り入れる制度資金</li> <li>・経営改善計画に基づく設備投資や経営基盤強化のための資金</li> </ul> <p><b>【助成の内容】</b></p> <p>借り入れた資金に対する毎年の利息分の一部を助成（毎年の融資残高をもとに計算）</p> <p><b>【助成額】</b></p> <p>毎年12月1日から翌年11月30日までの期間の融資平均残高に所定の利子助成率をかけた額</p> <p>※利子助成率は、北海道が市町村に対して行う利子補給率と同率</p> <p>※ 実際の助成額は借入額や残高、期間によって異なる</p> <p>※町税などを完納している必要あり</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>
畜産農業者へい獣処理費助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜里町内で畜産を営んでいる方</li> <li>・牛を除く馬、豚、羊等の家畜が死亡した場合（病死・事故死等）</li> <li>・へい獣処理（回収・処理）を行うとき</li> </ul>	<p>家畜が病気などで死亡した際の「へい獣処理費用」について、町がその一部を助成する制度です。</p> <p><b>【対象となる処理】</b></p> <p>疾病などにより死亡した家畜（へい獣）について専門の処理業者に処理を依頼した場合の処理費用</p> <p>※ 自己処理ではなく、業者に依頼した処理費用が対象</p> <p><b>【助成額】</b></p> <p>へい獣処理に要した処理費用の3分の1を助成</p> <p>※町税などを完納している必要あり</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>
農業体験実習生受入助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳未満</li> <li>・15日以上農業体験実習</li> <li>・北海道農業担い手センター及び関係機関・団体の紹介</li> </ul>	<p>旅費の片道実費相当額を助成します。</p> <p><b>【助成額】</b> 限度額5万円</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>

# 事業者向け（商工・観光・農林水産）

## 農業者支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
<p>農業村生活等 用水対策事業 助成金</p>	<p>・斜里町の水道・ 簡易水道の給水区 域外に居住、また は事業所を設置し ている方 ・農業または漁業 を営む「農漁家」</p>	<p>対象となる工事費用の2分の1を助成します。</p> <p><b>【対象となる工事・設備】</b> さく井（井戸掘削） 湧水などからの取水施設 浄化施設の設置 生活等用水を引くための本管施設の新設・改修 ※ 土地改良法に基づく、畑地かんがい事業に関連する工事は対象外</p> <p><b>【助成額】</b> 農漁家1戸あたり 上限30万円 過去10年以内にこの制度を利用している場合は、これまでの助成額と農漁家1戸あたり30万円との差額が上限</p> <p>※ 必要と認められる場合の、給水区域内の農漁業者も対象 ※ 町税などを完納している必要あり</p>	<p>農務課 農政係 0152-26- 8374</p>

# 事業者向け（商工・観光・農林水産）

## 水産業・林業支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
漁業近代化資金 金 利子補給金	次のいずれかに該当し、町長の承認を受けた方 ・斜里町内で漁業を営む個人漁業者 ・漁業生産組合 ・漁業を営む法人 ・漁業協同組合	漁業者等が「漁業近代化資金」を借りた際の利子負担を町が一部助成します。  <b>【対象となる資金】</b> 漁業近代化資金融通法に基づく漁業近代化資金（漁船や機械設備、施設の整備・改良を目的とした資金）  <b>【助成額】</b> 年利1%を上限に助成 ※ただし、借入利率が年利2%を下回る場合は、その金利から1%を差し引いた率 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件	水産林務課 水産係 0152-26-8374
北海道漁業振興資金 金 利子補給金	・斜里町内で漁業を営む個人漁業者 ・漁業経営体	漁業者等が「北海道漁業振興資金」を借りた際の利子負担を町が一部助成します。  <b>【対象となる資金】</b> 北海道漁業振興資金（沿岸漁業者等の漁業経営の安定向上を目的とした資金）  <b>【助成額】</b> 年利1%を上限に助成 ただし、借入利率が年利2%を下回る場合は、その金利から1%を差し引いた率 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件	水産林務課 水産係 0152-26-8374

# 事業者向け（商工・観光・農林水産）

## 水産業・林業支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
漁業経営健全化促進資金利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜里町内で漁業を営む個人漁業者</li> <li>・漁業経営体</li> </ul>	<p>漁業経営改善計画を作成し、知事または農林水産大臣の認定を受け、漁業経営健全化促進資金を借りた際の利子の一部を町が助成します。</p> <p><b>【対象となる資金】</b>            漁業経営健全化促進資金</p> <p><b>【助成額】</b>            年利1%を上限に助成            ただし借入利率が年利2%を下回る場合は、その金利から1%を差し引いた率            ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件</p>	水産林務課 水産係 0152-26-8374
漁業施設長寿命化資金利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜里町内で漁業を営む個人漁業者</li> <li>・漁業経営体</li> </ul>	<p>漁船及び漁船に付帯する設備の長寿命化に資するもので、かつ漁業近代化資金の対象とならない資金を借りた際の利子の一部を町が助成します。</p> <p><b>【対象となる資金】</b>            漁船及び漁船に付帯する設備の長寿命化に資する資金</p> <p><b>【助成額】</b>            年利1%を上限に助成            ただし借入利率が年利2%を下回る場合は、その金利から1%を差し引いた率            ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件</p>	水産林務課 水産係 0152-26-8374

# 事業者向け（商工・観光・農林水産）

## 水産業・林業支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
漁業近代化資金保証料補給金	・斜里町内で漁業を営む個人漁業者 ・漁業経営体	漁業者等が「漁業近代化資金」を借りた際の毎年の保証料を町が全部または一部助成します。  <b>【対象となる資金】</b> 漁業近代化資金融通法に基づく漁業近代化資金（漁船や機械設備、施設の整備・改良を目的とした資金）  <b>【助成の内容】</b> 借り入れた資金に係る毎年の保証料の全部または一部を町が助成 助成額は融資残高に基づいて毎年算定  <b>【助成額】</b> 0.4%を上限に助成 ※助成額は融資残高に基づいて毎年算定 ※ただし保証料が0.4%を下回る場合はその率が対象 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないこと、かつ過去5ヵ年の水揚げ金額の要件あり	水産林務課 水産係 0152-26-8374
ふぐ処理者認定試験費用助成金	斜里町内の地方卸売市場の買受人（当該買受人が町外に住所を有する者である場合を含む）、または斜里町在住で、ふぐ処理を行う（予定を含む）営業施設の営業者または従事者	ふぐ処理者認定試験の試験手数料および準備講習等受講料、資料代を助成します。  <b>【助成額】</b> 上限4万円／名 ※当該年度に1名1回まで  <b>【対象者数】</b> 当初予定30名（先着順） ※認定申請を行い、認定を受けたのち、資格試験受験後に領収書等を添えて申請 ※道外での受験も対象 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がない方	水産林務課 水産係 0152-26-8374

# 事業者向け（商工・観光・農林水産）

## 水産業・林業支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
水産増養殖試験事業助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者</li> <li>・漁業経営体</li> </ul>	<p>資源増大及び養殖のための調査試験事業に対し助成します。</p> <p><b>【助成額】</b> 税抜事業費の1/2以内で50万円が上限            ※当該年度に1名1回まで            ※対象とする期間は同一事業者、同一対象魚種につき、3年間を限度            ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないこと</p>	<p>水産林務課            水産係            0152-26-8374</p>
斜里町木育推進事業補助金	<p>次の各号のいずれかに該当する団体に町長が認める団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜里町内で木育に関する事業を行う団体</li> <li>・木材関連事業者若しくは林業関連事業者、又はそれらの者が組織する団体</li> </ul>	<p>木や森林とのふれあいを通じて学ぶ「木育」に関する活動費用を補助する制度です。</p> <p><b>【対象事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等により木とふれあい木の持つ良さや働きを学ぶことができる取組</li> <li>・植樹等の木を育てることにより木とふれあい、学ぶことができる取組</li> <li>・その他、斜里町の森林・林業・木材産業の普及啓発につながる「木育」であると町長が認める取組</li> </ul> <p><b>【補助限度額】</b>            1事業につき100,000円を上限とする</p>	<p>水産林務課            林務係            0152-26-8374</p>
斜里町みどり豊かな森林環境整備促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜里町内に森林を所有する者（※国・北海道・町・大企業は除く）</li> <li>・森林組合</li> <li>・森林法施行令に基づく団体</li> <li>・森林経営計画の認定を受けた者</li> <li>・上記の方から委託・委任を受けた代理人</li> </ul>	<p>私有林の計画的な森林整備を進めるため、森林環境譲与税を活用して、造林・保育・間伐・鳥獣害対策などに高率の補助を行う制度です。</p> <p><b>【対象となる事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除伐（不要木や不良木の除去）</li> <li>・保育間伐・間伐</li> <li>・枝打ち</li> <li>・下刈り など</li> </ul> <p><b>【主な補助率の例】</b></p> <p>除伐・枝打ち：85%            間伐：80%            鳥獣害防止事業：87%            下刈り：93%            植栽事業：96%（被害林復旧は100%）</p> <p>※北海道や国の補助がある場合は、その補助額を差し引いた額が町の補助対象</p>	<p>水産林務課            林務係            0152-26-8374</p>